

○大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例施行規則

平成8年3月25日大磯町規則第3号

大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例（平成7年12月条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(禁止行為の特例許可)

第2条 条例第3条第2項第4号の規定により海岸において自動車等を乗り入れる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により乗入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海岸自動車等乗入れ許可申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

(許可基準等)

第3条 条例第3条第2項第4号に規定する町長が特に認めた場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 民俗行事の実施に関する場合
- (2) 漁業及び観光の振興に関する場合
- (3) その他公益上特に必要な場合

2 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその適否を決定し、海岸乗入れ許可（不許可）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による許可には、乗入れについて必要な条件を付することができる。

(許可証)

第4条 町長は、前項の規定による許可の際、海岸乗入れ許可証（第3号様式。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 許可を受けた者は、海岸において自動車等を乗り入れるときは、常に許可証を携帯しなければならない。

3 第1項に規定する許可証は、有効期限を過ぎたときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(許可の取消し)

第5条 町長は、第3条の規定により許可を受けた者が、許可の内容に違反したときは、許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、海岸乗入れ許可取消し通知書（第4号様式）により許可を受けた者に通知するものとする。

(勧告)

第6条 条例第4条の規定に基づく勧告は、自動車等の所在を確認した時から、24時間以上海岸に放置した者に対し、海岸乗入れ自動車等除去勧告書（第5号様式）により行うものとする。ただし、乗り入れた者が現場にいるときは、口頭で勧告

することができる。この場合においては、口頭で勧告した旨を記録した書類を作成しておかなければならない。

(措置命令)

第7条 条例第5条の規定に基づく命令は、海岸乗入れ自動車等措置命令書(第6号様式)により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行について、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第7条関係)